

介護職員等特定処遇改善加算 に係る情報公開

介護職員等特定処遇改善加算

介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

介護職員等特定処遇改善加算の見える化

介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を指します。

サービス別算定状況

[illegible]

当法人の処遇改善に関する具体的な取り組み

資質の向上

キャリアパス要件による人事考課制度の導入

労働環境・処遇の改善

- 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットの介護機器等導入
- 事故・トラブル対応への対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化

その他

- 中途採用者(他業種からの転職者・主婦層・中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮等)
- 非正規職員から正規職員への転換